陳　情　文　書　表

（令和８年12月１日）

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第270号（８．11．20） 自治体権限を制約しかねない神戸空港の特定利用空港指定に同意しないよう求める陳情
陳情の要旨	１．自治体権限を制約しかねない神戸空港の「特定利用空港」指定に同意しないこと。
陳情者の住所及び氏名	神戸市西区 特定利用空港指定に反対する西区の会事務局 飯塚　英明
送付委員会	経済港湾委員会

神戸市議会長　よこはた　和幸様　　２０２６年１１月20日

陳情　特定利用空港指定に反対する西区の会

事務局　飯塚　英明

神戸市西区

自治体権限を制約しかねない

神戸空港の特定利用空港指定に同意しないよう求める陳情

【陳情趣旨】

国から、神戸市が管理する神戸空港を「特定利用空港・港湾」に指定する旨、説明があり、神戸市での検討が進められています。

国の安保３文書の「国家安全保障戦略」（２００２年１２月閣議決定）には、「総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため」「自衛隊・海上保安庁のニーズに基き、インフラの整備」が位置づけされ、合わせて「有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う」と明記しています。

「特定利用空港・港湾」は、神戸市が管理する市営空港であるにもかかわらず、安全保障という国の専管事項を名目に、実質的に国の軍事利用計画へ地方自治体が組み込まれ、自主的な管理権限が損なわれることが懸念されます。

国は、「神戸空港が指定された場合においても、引き続き、神戸市や関西エアポート神戸（株）により自由に整備・運営ができるという理解で良いのか」の神戸市の問いに、「仮に、特定利用空港に指定された場合であっても、整備・運営に制限を設けるものではない。そのため、ご認識の通り、引き続き、自由に整備・運営を実施して頂いて構わない」と回答しています。しかし、指定され「確認事項」（確認書）が交わされると、「空港管理者（神戸市）は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による空港の施設の円滑な利用について、…適切に対応する」「自衛隊・海上保安庁と空港管理者（神戸市）は、…緊急性が高い場合であると認められるときには、民生利用に配慮しつつ緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める」と空港利用を優先することが記されています。

「緊急性が高い場合」などを持ち出すことで、実質的に国の軍事利用計画での国の判断を優先して地方自治体の自主的な管理権限が損なわれる危険がある「特定利用空港」の指定に同意しないように求めます。

【陳情項目】

自治体権限を制約しかねない神戸空港の「特定利用空港」指定に同意しないでください。